

学校いじめ防止基本方針（改）

金沢大学人間社会学域学校教育学類
附属特別支援学校

内容

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの未然防止	2
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1 いじめの防止等のために実施する施策	5
(1) いじめ対策チームの設置	5
(2) いじめの防止等の具体的な取組	7
(3) いじめの早期発見に関する留意事項	8
(4) いじめへの対処に関する留意事項	9
2 重大事態への対処	12
(1) 重大事態の発生と報告	12
(2) 重大事態の調査	13
(3) 調査結果の提供及び報告	13
第3章 その他いじめの防止等のための取組に関する事項	15
1 学校いじめ防止基本方針の公表	15
2 主な相談機関の案内	15

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童生徒に対して、保護者以外の直接関わる人達が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心して学校生活を送ることができるような学校づくりを行っていく。

① いじめを許さない雰囲気づくり

各部での集会や学級活動などで教職員が日常的にいじめの問題について触れ「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。また、教職員の不適切な認識や言動により、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしないよう十分注意する。

② 一人一人のよさを認める学校づくりの推進

学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取られる機会を提供することで自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、ほめる機会や励ましの言葉をかける機会などを積極的に設ける。教職員自ら児童生徒一人一人のよさを認め、そのよい所を伸ばす教育を行う。

③ 児童生徒が何でも話せる雰囲気づくり

児童生徒自身が、人間関係で困ったことや悩んでいることを、教職員に話せるように、日ごろから受容的な態度で接することを心掛ける。

(2) いじめの早期発見

児童生徒のささいな変化に目を向け、気付いた情報を確実に共有し、情報に基づき速やかに適切に対応する。児童生徒の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、気付きながら放置したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように注意する。

① 児童生徒へのていねいな見取り

学校生活の中で、複数の教職員目で児童生徒の活動の様子を見取っていく。授業時間だけでなく休み時間や給食時、放課後等での会話や声かけを通して、周囲との関係性や困り感を把握するよう努める。

② 保護者との信頼関係の構築

連絡帳などで家庭との連携を密にすることで、児童生徒の心身の状態の把握に努め、日ごろから保護者となんでも話し合える関係性を構築しておく。

③ 地域や支援機関との連携

日頃から、町会や支援サービス機関、公共交通機関や交番の方々と情報を共有し、地域や支援者と一体となって児童生徒を見守り、健やかな成長を支援する。

④ 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報については、学校全体で共有する。

⑤ アンケート調査の実施

定期的なアンケート調査を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた児童生徒から聞き取りを行うとともに、教育的配慮の下いじめを行った児童生徒にも丁寧に聞き取りを行い、その背景についても把握する。指導の際には、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、本人の理解を深めるなど、児童生徒の心の成長に主眼を置いた指導を行う。

① 組織的な指導体制の確立

各部の主事を中心に、週に1回の学部会でいじめにつながる児童生徒の言動や行為がなかったかを確認する。問題となる行動や、児童生徒からの訴えがあった場合は、部の教職員全員で直ちに情報を報告・共有し、その後は組織的に対応する。このため組織的な対応を可能とするよう体制を整備し、平素よりいじめを把握した場合の対処の在り方について、全教職員で共通理解しておく。

② 関係機関との連携

いじめを行う生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童生徒を守るという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、警察等の関係機関と適切な連携を図るため、平素から、情報共有体制を構築しておく。

③ インターネットを通じて行われるいじめ

・ ネットいじめ

ガラケー時代の子供たちは、メールの他にも、プロフ・ホームぺと称する、いわゆる「学校裏サイト」で交流していることが多く見受けられました。これらは匿名で書き込むことが可能であったため、過激な表現を用いた直接的な誹謗中傷や、特定の個人を名指ししたデマが目立ちました。スマートフォンが主流になってからは無料通話アプリや SNS での交流が中心となり、これらは基本的に記名が必要となるため、直接的な攻撃よりも、グループから外したり、対象をぼかしたりすることが多くなっています。

スマートフォンが主流の今も、ネット上で名指しで攻撃される場合もあります。その場合は、ガラケー時代よりも深刻な状況だと捉える必要があります。被害者が「公然と攻撃してよい対象」と認識されてしまっている可能性が高いからです。24 時間逃げ場がなく、拡散性が高いので、あっという間に広まり、すぐに深刻な事態に発展することが少なくありません。

(令和 4 年12月 文部科学省 生徒指導提要より抜粋)

第 2 章 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

(1)いじめ対策チームの設置

目 的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの有無を確認し、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

構成

校長をトップに、副校長、部主事、指導課長、養護教諭で構成する。

校務分掌においては、管理職が招集する会扱いとして組織図に位置づける。

役割

ア 未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
- ・取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
- ・授業時間、休み時間や放課後の巡視と情報の共有・報告 等

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・学校いじめ防止基本方針の全ての教職員に対する周知と啓発
- ・P D C Aサイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
- ・各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示 等

ウ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・学校いじめ防止基本方針の周知と啓発
- ・育友会や関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築

エ 個別面談や相談の状況把握及びその集約

- ・各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- ・相談事例の集約と内容の分析 等

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

- ・関係教職員の招集及び役割分担
- ・教職員からの情報収集及び整理 等

カ 発見されたいじめ事案への対応

- ・対応の方針の決定及び関係教職員への指示
- ・金沢大学への報告・相談
- ・対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援

- ・関係機関への協力要請 等

(2)いじめの防止等の具体的な取組

①道徳教育や人権教育等の充実

学校生活全般の中で、人の気持ちを共感的に理解できるような支援、自分の大切さとともに他の人の大切さを認められるような支援、お互いの人格を尊重する態度を養えるような支援を道徳的な視点を踏まえて教員が行う。特に高等部では教育課程の総合的な探究の時間に人権教育等の授業時間を確保する。

② 自己有用感や自己肯定感を育む取組

信頼を基にした教員とのかかわりや、友達との楽しいかかわりに加え経験を通して集団の良さや、その一員としての自覚や態度を育む。できるだけ自己決定や自己選択をする機会を設け自らが主体的に取り組む中で、友達のことを認めたり、つながりを感じたりできるよう活動を工夫する。

③ 情報モラル教育の充実

携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、家庭と連携して正しく利用できるよう適切に指導を行う。また、児童生徒の発達の段階に応じてネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について伝える。

④ アンケート

年に3回、児童生徒を対象にいじめに関するアンケート調査を行い、実態把握に努める。

⑤ 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に1回以上、年間計画に位置づけ、いじめや虐待防止の校内研修を行う。

⑥ 家庭や地域との連携

児童生徒や保護者だけでなく地域に対しても、その主旨や学校としての対応を周知していただくために、学校いじめ防止基本方針の策定後は学校のホームページで公表する。また、通信や懇談などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

(3)いじめの早期発見に関する留意事項

① 児童生徒のサインを読み取る

学校生活の中で、児童生徒は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表していると捉えて、教職員はそのサインを見逃さず、その行動等の原因がどこにあるのか探り、早期に対応する。

<いじめを受けている可能性のある児童生徒が学校で出すサイン>

観察の視点（特に変化が見られる点）	
○表情が冴えず、うつむきがちになる。 ○不意に涙を流す。 ○授業中に、正しい答えを冷やかされる。 ○ひどいあだ名で呼ばれる。 ○一人でいることが多くなる。	○グループ分けで孤立することが多くなる。 ○衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている。 ○顔や体に擦り傷や鼻血の跡がある。 ○持ち物にいたずらをされた形跡がある。 ○物がなくなることが増える。

<いじめを行っている可能性のある児童生徒が学校で出すサイン>

観察の視点（特に変化が見られる点）	
○本人の許可がないのに物を勝手に使っている。 ○自分の課題をやらせている。 ○授業中に、対象児童生徒が指名されただけで目配りしたり嘲笑したりする。 ○椅子を蹴ったり、文房具などで体をついたりしている。	○授業の後片付けを押し付けている。 ○平気で蹴ったり殴ったりしている。 ○給食中に好きな食べ物を奪う。 ○机をわざと倒したり、対象生徒の物をわざと落としたり、奪ったりする。

ただし、これらのサインは一例にすぎず、教職員は日頃から児童生徒の様子を注意深く観察し、変化や行動・言動の違和感を見逃さないようにする必要がある。

② 家庭との連絡を密にする

保護者とは毎日連絡帳でやり取りをしているので、日頃から学校での様子を伝え、家庭での気になることを記入してもらうことで、早期発見に努める。

(4)いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている児童生徒、いじめを受けている児童生徒への個別の指導を徹底するとともに、双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

① いじめを受けている児童生徒への対応

【学校】

- ・ いじめを受けている児童生徒を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・ 決して一人で悩まずに、保護者や教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静にじっくりと児童生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・ いじめを行った児童生徒の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。

【家庭に望むこと】

- ・ 子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気にかかけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・ 必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静にじっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安

定を図る。

② いじめを行っている児童生徒への対応

【学校】

- ・ いじめを行った児童生徒が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合もあるので、実態に応じてどのような行為がいじめであるか時間をかけて説諭する。
- ・ 頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・ 集団によるいじめの場合、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・ いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・ いじめを行った生徒の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭に望むこと】

- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・ 子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方について、本人と保護者が一緒に考える。

③ いじめを受けている児童生徒の保護者への学校の対応

- ・ いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも誠意ある対応を行う。
- ・ 家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対

応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている児童生徒を守り通すことを十分伝える。

- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。

④ いじめを行っている児童生徒の保護者への学校の対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている生徒や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教員が仲介役になり、いじめを受けた生徒の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・いじめを行った児童生徒の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・児童生徒の変容を図るために、生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒への学校の対応

- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた児童生徒からも聞き取りを行い、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、思いを聞くなどして、自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめ

に加担する行為であることを理解させる。

- ・学級活動や学部集会、全校集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識付けを行う。
- ・全ての児童生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 「相当の期間」の目安は年間30日
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、金沢大学、又は学校の判断により迅速に調査に着手

※児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに金沢大学に報告する。金沢大学学長より文部科学大臣に報告する。

(2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校が調査の主体となる場合には、いじめ対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下調査する。

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた生徒を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

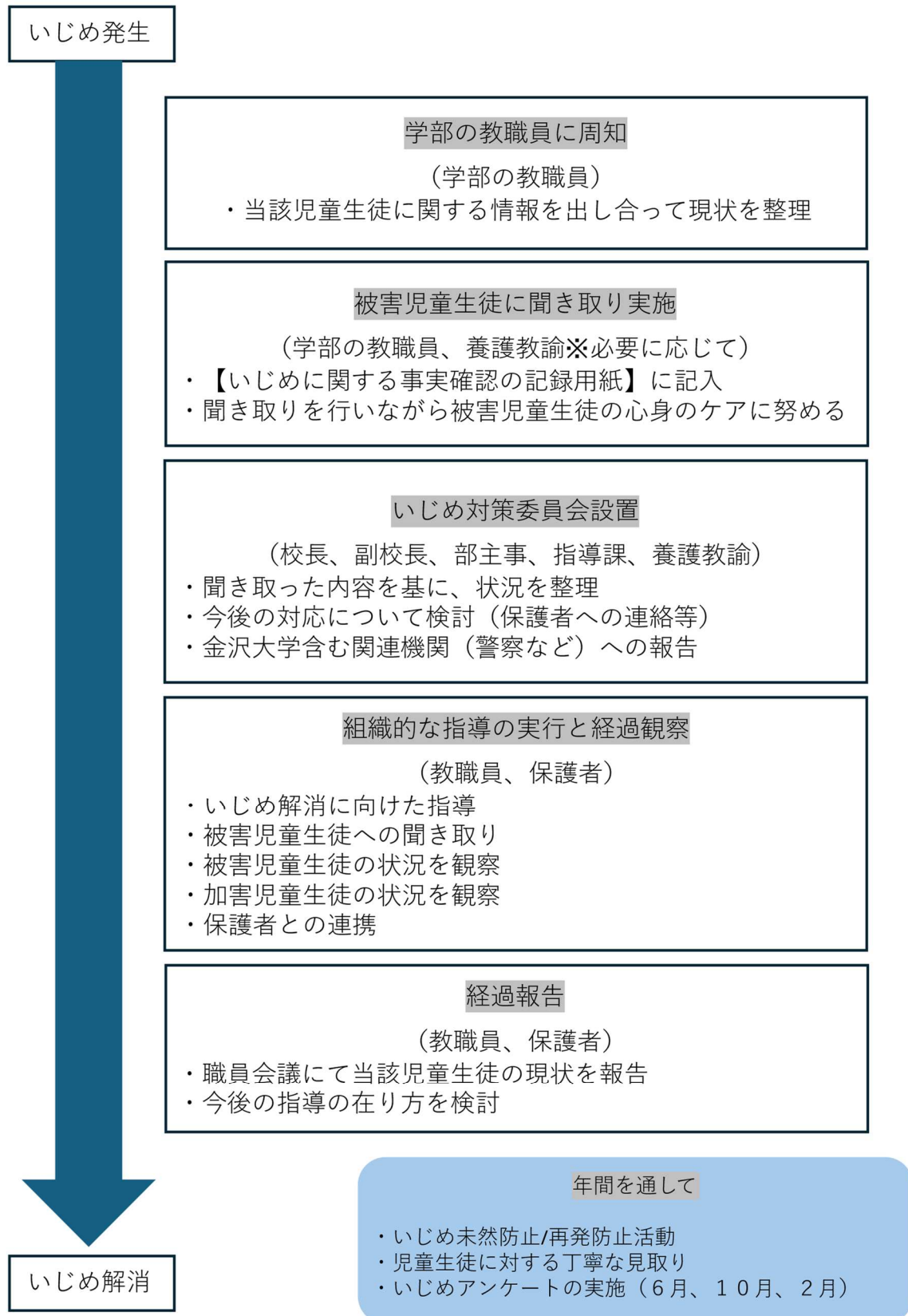
調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について、金沢大学に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて金沢大学に送付する。

資料 いじめ事案発生時の対応の流れ



第3章 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

1 学校いじめ防止基本方針の公表

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公表するとともに、育友会総会等の機会を捉え、保護者に説明・啓発する。

2 主な相談機関の案内

相 談 機 関	電話番号	受付時間
金沢市教育プラザ こども専用相談ダイヤル	0120-92-8349	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
金沢市教育プラザ いじめ電話相談	076-243-1019	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
金沢市教育プラザ 電話相談	076-243-0874	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
金沢市教育プラザこども総合相談センター (金沢市児童相談所)	076-243-4158	月～金 9:00～17:45
石川県教育委員会 24時間いじめ相談テレフォン	076-298-1699	24時間受付
石川県心の健康センター	076-238-5761	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～17:00
金沢地方法務局 子どもの人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
金沢少年鑑別所内 小立野青少年相談室	076-231-1603	月～金 9:00～16:00
石川県警少年サポートセンター いじめ110番	0120-617-867	24時間受付
金沢こころの電話	076-222-7556	月～金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00

【参考文献】

「いじめ対策Q&A」	文部科学省
「ネット上のいじめに関する対応マニュアル・事例集」	文部科学省
「いじめ・暴力を乗り越える」	教育開発研究所
「生徒指導の危機管理」	学事出版
「危機管理の法律常識」	教育開発研究所
「いじめ防止マニュアル作成事例集」	石川県教育委員会
「学校いじめ防止基本方針」	金沢市教育委員会
「生徒指導提要」	文部科学省